

# 公示

令和6年2月定期海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記のとおり公示する。

令和6年3月19日

内閣府沖縄総合事務局長

記

(航 海)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(航海)	1011 以上1名
二級海技士(航海)	1101、1106、1109、1113、1115、1116、1117、1118 以上8名
三級海技士(航海)	1301、1304、1329 以上3名
四級海技士(航海)	1523、1527、1531、1532、1539、1541、1542、1543、 1544、1545、1602 以上11名
五級海技士(航海)	1703、1705、1706、1801 以上4名

(機 関)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(機関)	1005 以上1名
二級海技士(機関)	1101、1104 以上2名
三級海技士(機関)	1307、1319 以上2名
四級海技士(機関)	該当者なし
内燃機関二級海技士(機関)	該当者なし
内燃機関三級海技士(機関)	3308、3311、3313 以上3名
内燃機関四級海技士(機関)	3503、3506、3508、3510、3511、3512、3513、3514 3516 以上9名
内燃機関五級海技士(機関)	3702、3703、3704、3705、3707、3801 以上6名

※受験者がいない種別については、掲載省略。

- (注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。  
(TEL:098-866-0031 内線85325、85329)